

13 清総契第 116 号
平成 13 年 7 月 23 日
副 管 理 者 決 定

改正 平成 14 年 3 月 20 日 13 清総契第 244 号
改正 平成 16 年 3 月 26 日 15 清総契第 380 号
改正 平成 17 年 4 月 1 日 17 清総経第 11 号
改正 平成 18 年 3 月 31 日 17 清総経第 587 号
改正 平成 18 年 7 月 11 日 18 清総経第 190 号
改正 平成 21 年 3 月 11 日 20 清総経第 471 号
改正 平成 22 年 3 月 26 日 21 清総契第 281 号
改正 平成 24 年 3 月 9 日 23 清総契第 479 号

東京二十三区清掃一部事務組合競争入札参加資格確認委員会要綱

(設 置)

第 1 条 東京二十三区清掃一部事務組合が一般競争入札により契約（所長に委任する契約を除く。）を締結しようとする場合において、当該入札に参加を希望する者の競争入札参加資格の確認を行うため、東京二十三区清掃一部事務組合競争入札参加資格確認委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、入札に参加を希望する者の競争入札参加資格の有無について確認する。

(組 織)

第 3 条 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる職にある者をもってこれに充てる。

委員長	総務部長
委 員	総務部総務課長
	総務部契約管財課長
	施設管理部管理課長
	建設部計画推進課長

2 委員長が、特に必要があると認めた場合は、臨時委員をおくことができる。

(委員長の職務及び代理)

第 4 条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理

する。

(招 集)

第5条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(緊急時等の特例)

第7条 委員長は、緊急を要し委員会を招集することができない場合、その他必要があると認める場合は、関係委員への回議の方法により委員会の開催に代えることができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、総務部契約管財課で行う。

附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。